

第1章

都市計画マスター プランとは

1. 策定の背景と趣旨

本市は、平成22年（2010年）3月に都市計画に関する基本的な方針である「霧島市都市計画マスタープラン」を策定し、都市づくりの各種事業及び取組を進めてきました。

この間、全国で人口減少・超高齢社会^{※1}が進展しており、本市もその対応が重要課題となっています。

また、本市を取り巻く社会経済状況は、九州新幹線全線開通などのインフラ整備が進展する一方で、熊本地震や九州北部豪雨等の大規模災害の発生など、10年前に比べ大きく変化しています。

このような中、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、平成30年（2018年）3月には本市の最上位計画である「第二次霧島市総合計画^{※2}」を策定しています。

こうした背景から、社会経済状況及び市民ニーズの変化に対応し、上位計画に即した新たな霧島市都市計画マスタープランを策定しました。

■ 都市づくりを取り巻く動向

和暦(西暦)	本市の主な動向	県内・国内の主な動向
平成22年 (2010年)	市都市計画マスタープランの策定／霧島地域7月梅雨前線豪雨による災害	高速道路無料化社会実験
平成23年 (2011年)	新燃岳の爆発的噴火／国道223号妙見工区開通／第65回全国お茶まつり鹿児島大会in霧島の開催	第28回全国都市緑化かごしまフェア開催／九州新幹線鹿児島ルート全線開業／東日本大震災発生
平成24年 (2012年)	鹿児島空港開港40周年、鹿児島・台湾線開設／市景観計画 ^{※3} 策定	九州北部7月豪雨災害
平成25年 (2013年)	嘉例川駅・大隅横川駅開業110周年／天降川流域の火砕流堆積物が国の天然記念物に指定／市緑の基本計画 ^{※4} 策定	
平成26年 (2014年)	国立公園「霧島」指定80周年／市水の里の旅コンテスト日本一	東九州自動車道の曾於弥五郎IC～鹿屋串良JCTが開通／都市再生特別措置法の一部改正[立地適正化計画 ^{※5} の制度化:コンパクト・プラス・ネットワーク]
平成27年 (2015年)	市ふるさと創生人口ビジョン ^{※6} 策定／市ふるさと創生総合戦略 ^{※7} の策定／市公共施設管理計画 ^{※8} 策定／国道223号丸尾滝橋開通	第30回国民文化祭かごしま開催／国土利用計画 ^{※9} (全国計画)、国土形成計画 ^{※10} (全国計画)策定
平成28年 (2016年)	市地域公共交通網形成計画 ^{※11} 策定／日当山姫城地区浸水被害	熊本地震発生／東九州自動車道の北九州市～宮崎市が直結
平成29年 (2017年)	市空家等対策計画 ^{※12} 策定／日本郵政が隼人町小田工業団地で操業開始／しらすぎ橋開通／主要地方道路伊集院蒲生溝辺線有川工区開通	鹿児島黒牛日本一／九州北部7月豪雨災害
平成30年 (2018年)	第二次市総合計画策定／市観光総合戦略策定／市一般廃棄物処理基本計画策定／市光ブロードバンド ^{※13} 整備計画策定	西日本7月豪雨災害／北海道胆振東部地震

2. 都市計画マスタープランの基本的事項

2-1 目的

霧島市都市計画マスタープランは、長期的な観点から、霧島市にふさわしい都市づくりの仕組みや考え方を明らかにしていくことを目的に策定するものです。

第二次霧島市総合計画^{※2}が描く都市の将来像の実現に向けて、都市計画の視点から、都市づくりの将来ビジョンや都市計画の基本的な方針を明確にし、諸施策を総合的に展開していくために、都市計画法に基づき定めるものです。

2-2 対象区域

霧島市都市計画マスタープランは、市街地のみならず、農地、森林、自然環境などの土地利用のあり方を広域的かつ総合的に検討することが重要であることから、対象区域は、霧島市全域（603.18km²）とします。

※1 超高齢社会 / 高齢化率の一段と高い社会を「超高齢社会」と呼ぶ。一般的に、高齢化率 7%~14%を「高齢化社会」、同 14%超~21%を「高齢社会」、同 21%超が「超高齢社会」とされる。

※2 第二次霧島市総合計画 / 市が将来に目指すべき都市像とまちづくりの基本方針を明らかにし、その実現に向けた具体的な施策を体系的に示した上で、市民とともに考え、共有し、行動する協働と連携のまちづくりを進めていくための計画。平成 30 年（2018 年）3 月策定。

※3 霧島市景観計画 / 景観法に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならではの」まちづくりを目指すもの。平成 24 年（2012 年）9 月策定。

※4 霧島市緑の基本計画 / 都市緑地法第 4 条に基づき本市における緑地の保全や緑化の推進に関して、基本方針、目標、施策などを定めた基本計画。平成 25 年（2013 年）3 月策定。

※5 立地適正化計画 / 将来にわたり、持続可能なまちづくりの実現を目指すため、市町村が策定するマスタープラン。（本文 P.48 参照）

※6 霧島市ふるさと創生人口ビジョン / 霧島市ふるさと創生総合戦略の前提条件として、本市の人口の現状や課題、将来人口の推計をまとめたもの。

※7 霧島市ふるさと創生総合戦略 / 令和 42 年（2060 年）の人口目標を 13 万人とし、「Ⅰ 訪れたいまち」「Ⅱ 住み続けたいまち」「Ⅲ 働きたいまち」の 3 つの基本目標を掲げ、これらを推進するための具体的な施策を取りまとめた戦略。

※8 霧島市公共施設管理計画 / 長期的観点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現することを目的とした計画。平成 27 年（2015 年）3 月策定。

※9 国土利用計画 / 国土利用計画法に基づく、国土の有効利用を図るための計画。第 5 次全国計画において、都市機能や居住の集約化、都市間のネットワークの充実化を図るとしている。

※10 国土形成計画 / 国土形成計画法に基づく、国土の利用・整備・保全を推進するための総合的かつ基本的な計画。第 2 次全国計画において、「コンパクト+ネットワーク」の国土構造の形成を進めることとしている。

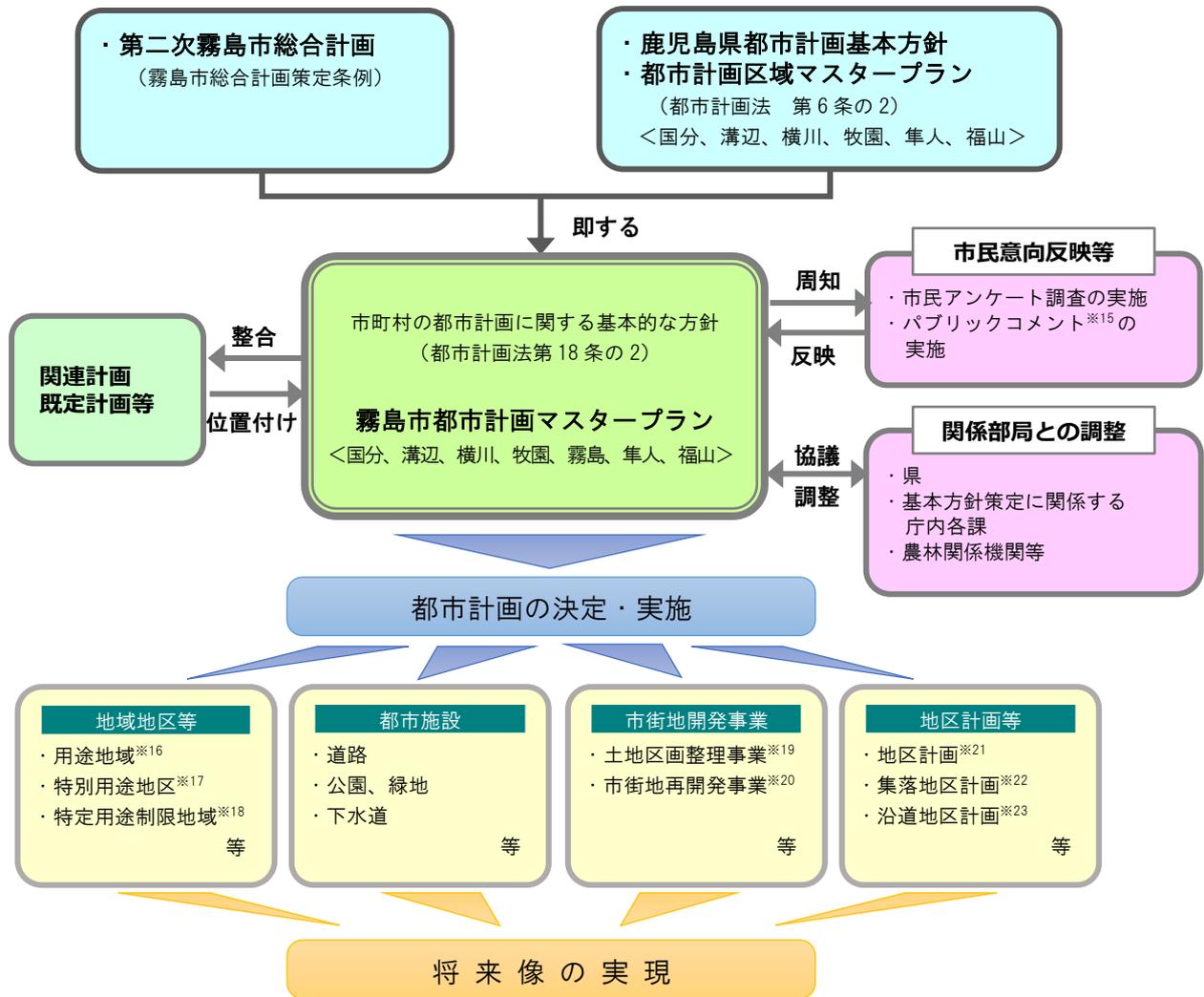
※11 霧島市地域公共交通網形成計画 / 「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「地域公共交通のマスタープラン」としての役割を果たすもの。平成 28 年（2016 年）3 月策定。

※12 霧島市空き家等対策計画 / 空き家等対策の推進に関する特別措置法第 6 条に基づく計画であり、空き家等の様々な課題に対する市の基本姿勢を示し、市民に対して空き家等対策の全体像を容易に把握できるようにするとともに、総合的・計画的な空き家等対策の推進を目的としたもの。平成 29 年（2017 年）3 月策定。

※13 ブロードバンド / 「ブロードバンドネットワーク」の略。高速で大容量の情報が発受信できる通信網。ケーブルテレビの回線や光ファイバーなどを利用する。広帯域通信網。

2-3 位置付け

霧島市都市計画マスタープランは、第二次霧島市総合計画^{※2}、鹿児島県が策定している都市計画区域の整備、開発及び保全の方針^{※14}（以下、「都市計画区域マスタープラン」という。）に即し、本市の特徴・特性を活かした都市計画の方針を示すものです。



※14 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 / 都市計画区域全域を対象として、県が一市町村を超える広域的見地から、区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）をはじめとした都市計画の具体的な方針を定めるもの。

※15 パブリックコメント / 計画等の策定及び規制に関する条例等の制定の過程において、案の段階で広く公表し、市民からの意見又は提案を求め、寄せられた意見に対する実施機関の考え方を明らかにして、施策などの意思決定に反映させることを目的とした制度。

※16 用途地域 / 都市計画法に規定された地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態について、一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。霧島市では、国分、溝辺、隼人地域の一部に用途地域が指定されている。

※17 特別用途地区 / 都市計画法に基づく地域地区の一つ。用途地域内の一定の地区において、地区の特性にふさわしい土地利用の増進など特別な目的のため用途地域における建築物の制限を緩和又は強化することができる。

※18 特定用途制限地域 / 都市計画法に基づく地域地区の一つ。都市計画区域内で用途の定められていない地域（市街化調整区域を除く）及び準都市計画区域において、良好な環境確保に支障がある特定の用途の建築物等の建築を制限する制度。

※19 土地区画整理事業 / 道路、公園、下水道などの公共施設の未整備な市街地や今後市街化が予想される地区において、道路や公園などの公共施設を整備、改善し、宅地の区画や形状を整える市街地開発事業。

※20 市街地再開発事業 / 都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物等が密集している地区などにおいて、細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物を建築し、公園・広場・街路などの公共施設の整備などを行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。

※21 地区計画 / 住民の生活に結びついた「地区」を単位として、良好なまちづくりを進める都市計画の手法。「地区レベルでのまちづくりの方針（ビジョン）」や「道路、公園の配置、建物の用途や高さ、容積率、壁面の位置等」について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるもの。

※22 集落地区計画 / 集落地域整備法に基づき、都市近郊の農村集落について、集落地域の土地の区域内で、営農と居住環境が調和した土地利用を図る計画。

※23 沿道地区計画 / 幹線道路のうち交通騒音が著しく沿道に相当数の住居が密集している道路（沿道整備道路という）の沿道の地区について、緑地帯などの緩衝帯の整備、沿道の建築物の建築の規制などにより、騒音被害の防止を図ろうとする計画。

2-4 目標年次

本計画は、概ね20年後の都市像を展望した上で、将来に向けた都市づくりの理念及び目指すべき都市構造を示すとともに、都市計画に関する基本的方針を定めるため、計画期間は、計画初年度の令和2年（2020年）度から概ね20年間とし、令和21年（2039年）度を目標年次とします。

【計画の目標年次】 令和21年（2039年）度を目標年次とします。

なお、霧島市都市計画マスタープランは、社会情勢や環境の変化、市民意識の変化、都市づくりの進捗状況などに対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

3. 都市計画マスタープランの意義と役割

3-1 意義

(1) 都市づくりに関する目標の共有化

市民・事業者・議会・行政が、都市づくりに関する目標を共有できるようになり、様々な主体が連携した都市づくりの推進を促すものとなります。

(2) 各種都市づくりの相互の連携の強化

都市づくりに関する考え方を総合的にまとめることにより、道路づくり、公園づくり、住宅地づくりなど、各分野の都市づくりの連携の強化につながります。

(3) 様々な主体に都市づくりへの協力を求めるための「よりどころ（根拠）」の明確化

鹿児島県や周辺市町、企業、個人に対して、都市づくりへの協力を求める「よりどころ（根拠）」となり、円滑な事業推進の支援につながります。

3-2 役割

(1) 都市の将来像と都市づくりの指針

都市計画の内容は、市民の日常生活に深い関わりを持っています。霧島市都市計画マスタープランは、第二次霧島市総合計画^{*2}が示す都市の将来像を実現するために、課題に応じた都市づくりの目標と都市計画の方針を定めるものです。

さらに、その内容を分かりやすく示すことによって、行政はもとより、市民、事業者も共有できる、都市づくりの指針となります。

(2) 地域ごとの都市づくりを進めていくための指針

霧島市都市計画マスタープランは、まちの将来像や基本方針を明らかにすることで、地域レベルの都市づくりプランを策定する場合に、市民が主体となった地域の居住環境の改善や防災性の向上などの取組の指針として活用することができます。また、行政が地域で行う事業を進めるための指針となります。

(3) 様々な取組と連携して、効果的な都市づくりを進めるための指針

霧島市都市計画マスタープランは、関連する他の分野の取組や、国、県、周辺市町などが行う取組と連携するための指針及び市民や事業者が個別の建築活動や開発事業等を行う場合の指針となるなど、都市づくり全般にわたる様々な取組との連携・調整のための指針となります。

4. 都市計画マスタープラン策定の考え方

4-1 基本的な考え方

- ① 人口減少・超高齢社会^{※1}に対し、都市の持続可能な経営に資する計画とします。
- ② 時代の流れや取組の進展を踏まえ、霧島市らしい具体性のある計画とします。
- ③ 市民と都市計画の距離を縮め、都市づくりへの関心や関わりのきっかけになる計画とします。

4-2 項目別の策定方針

全体構想	<ul style="list-style-type: none"> ● 策定の背景と都市の動向 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的にみた霧島市の都市特性、動向の捉え直し ・ 平成22年（2010年）に策定した霧島市都市計画マスタープラン策定後の社会潮流の変化や国の動向、市の都市づくりの取組状況、上位関連計画、市民意向を踏まえた今後20年で重視すべき「都市づくりの主要課題」の設定 ● 全体構想の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次霧島市総合計画^{※2}の将来像を踏まえ、市の独自性・個性を強調した将来像、目標の設定の見直し ・ 立地適正化計画^{※5}制度の考え方も意識し、拠点や軸の役割・配置など都市の骨格構造のあり方の設定 ・ 第二次霧島市総合計画に示される施策を支えるハード計画として、市として特に力を入れたい重点テーマの設定 ・ 土地利用、道路交通、公園・緑地、景観、都市環境、防災等の分野から、施策実現に係る方針の設定
地域別構想	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域課題の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域が有する固有の魅力、問題点や課題を踏まえた地域づくりの方針とするため、市民意向調査を踏まえ、地域の現状や市民ニーズを見据えた主要課題の設定 ● 地域別構想の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な地域づくりに対応した地域区分の検討 ・ 主要課題に対応した、地域づくり方針の設定 ・ 地域づくりの主役である市民が、身近に主体的な都市づくりに取り組む際の手がかりのひとつとなるよう、具体的な市民意見やアイデア、地域で取り組まれている活動の紹介
実現化方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市づくり実現に向けた取組（重点的に取り組む施策の検討） <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市づくりに掲げた方針の計画的な実現を図るため、今後20年で重点的に取り組む具体的な施策の明示 ・ 都市計画関連の事業進捗及び今後の取組内容を把握し、都市計画制度等の活用を図るための重点的な取組についての検討